

取手市市民協働基本方針策定委員会設置要綱を次のように定める。

平成27年7月15日

取手市長 藤井信吾

取手市市民協働基本方針策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 市民との協働によるまちづくりを推進するに当たり、市民との協働の在り方や方針に関し協議するため、取手市市民協働基本方針策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議し、その結果を市長に報告するものとする。

- (1) 市民との協働の推進のための基本的な方針に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、市民との協働に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員9人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民との協働に関し優れた識見を有する者
- (2) 取手市市政協力員連絡協議会の代表者
- (3) 社会福祉法人取手市社会福祉協議会の代表者
- (4) 取手市商工会の代表者
- (5) 取手市まちづくり懇談会の代表者
- (6) 取手市市民活動支援センターの登録団体の代表者
- (7) 公募による市民
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の者の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事において議決をする必要がある場合にあつては、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、委員長が会議に諮り別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年7月16日から施行する。